

第 3 回
旧町時代における
未処理金調査特別委員会

平成 3 0 年 4 月 2 5 日

葛 城 市 議 会

開 会 午前10時00分

下村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開会いたします。

本日は大変、いろいろと市の方では問題がある点がございまして、連日いろんなことで議員の皆さんにも出席いただいております。きょうは特別委員会ということで、また報道の方々もたくさんおいででございます。約1時間ほどで済ます予定でございますので、よろしく願い申し上げまして、私の当初の挨拶といたします。

なお、委員外議員として、川村議員、松林議員、梨本議員、奥本議員の方々に出席いただいております。

また、委員各位におかれましては、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、ご起立の上、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

なお、報道関係者から写真、テレビ等の撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件(1)証人尋問についてを議題といたします。

本日は、新庄町の元収入役でいらっしゃいます生野名興氏に出頭いただいております。ただいまより生野名興氏にご入室いただきます。

(生野証人入室)

下村委員長 生野様におかれましては、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出を願います。それ以外には証言を拒むことは

できません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

生野証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成30年4月25日。

生野名興。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(生野証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと。また、発言の際には、その都度、委員長の許可を得て、発言いただきますようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のままです。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

この際、委員各位に申し上げます。

本日は、当委員会に付託されました重要な問題について、証人から証言を求めるものでありますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

委員の発言につきましては、証人の人権に十分留意されますよう、あわせてお願いいたします。また、証人への尋問は正当な理由がある場合を除き、次に述べる質問は制限をいたします。

1. 証人を侮辱し、または困惑させる質問。
2. 誘導尋問。
3. 既にした質問と重複する質問。
4. 争点に関係のない質問。
5. 意見の陳述を求める質問。
6. 証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問。

以上、ご留意の上ご発言ください。

ただいまより尋問に入ります。最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは生野名興様ですか。

生野証人 はい。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりでございますか。

生野証人 はい。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

ここで、証人尋問の方法について、お諮りをいたします。

これまでに実施した協議会におきまして、委員各位から出された質問事項を取りまとめさせていただいておりますので、それらの質問については、共通事項として、最初に委員長から総括尋問としてお尋ねをさせていただいた後、最後に各委員からの補足尋問を許可いたしたいと思いますが、そのようにさせていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会運営をさせていただきます。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、収入役就任時のことについてお尋ねさせていただきます。

あなたは、平成5年4月に新庄町の収入役に就任した際、前任の田中収入役より、町の資産として計上されていないお金を引き継いだのでございますか。

生野証人 はい。

下村委員長 そのお金のことを以後「未処理金」と言いますが、あなたが田中収入役から引き継いだ当時の金額は合計幾らくらいでしたでしょうか。

生野証人 1億8,000万余りです。

下村委員長 あなたが引き継いだ当時、未処理金はどのような形で保管されておりましたか。現金とか預金とか。

生野証人 預金として担当課の方で貯金をしておりました。

下村委員長 担当課の方で預金をされていたということでございますね。

どこの金融機関で、支店名、名義人はおわかりでしょうか。

生野証人 南都銀行、中信、大信、農協、郵便局等です。

下村委員長 名義人はおわかりではないですね。

生野証人 はい。

下村委員長 未処理金の入金や支出の記録は田中収入役から引き継ぎましたか。

生野証人 引き継ぎました。

下村委員長 その記録は今もお持ちですか。

生野証人 いいえ。金額はわかりません。

下村委員長 記録はないということでよろしいですね。

生野証人 はい。

下村委員長 あなたは、田中収入役から、未処理金がどのようにしてつくられたものと説明されましたか。

生野証人 担当課によって違いますが、大体私が引き継ぎました。

下村委員長 担当課から集まったお金を引き継いだということぐらいしかわからないということですね。

生野証人 はい。

下村委員長 未処理金はどういうことに使うかについて、田中収入役から説明を受けましたか。

生野証人 金額は受けていませんが、未処理金は各課で保管をしておりました。

下村委員長 それをどういうふうに今後使うかという話はなかったですね。

生野証人 はい。

下村委員長 未処理金は、特定の年に一度にためられたものなのか、何年にもわたってためられてきたものなのか、どちらでございますか。

生野証人 何年にもわたってためられたと思います。亡くなってる方もおりますので。

下村委員長 わかりました。何年にもわたってためられてきたようですね。

あなた自身は、田中収入役から説明を受ける前に、新庄町にこのような未処理金があるということを知っておられましたか。

生野証人 知っておりました。

下村委員長 未処理金を発生させていた課は何課か、ご存じでしょうか。

生野証人 8課ぐらいあったと思います。

下村委員長 各担当の課というのははっきり覚えておられませんね。

生野証人 全てはわかりませんが。

下村委員長 8課ということですね。8課のうちの幾つかでも覚えてられませんか。

生野証人 税務課、経済課、建設課、総務課。

下村委員長 その4課ぐらいですね、覚えてられるのね。

生野証人 教育委員会、計画課。

下村委員長 その5課ぐらいですね、今のところ覚えてられるのは。

(「6課」の声あり)

下村委員長 8課のうち6課を今お聞きいたしました。

あなた自身は、未処理金の発生に携わったことはありますか。

生野証人 2課ぐらいあると思います。

下村委員長 あなたが過去に在籍した課で未処理金が発生していたことはありましたか。

生野証人 ありました。

下村委員長 それは何課でしたでしょうか。

生野証人 経済課。

下村委員長 経済課ですね。経済課だけですね、今。

生野証人 議会事務局も。

下村委員長 どういうふうに未処理金が経済課、議会事務局で発生していたのか覚えてられますか。

生野証人 当初、委員会では議長報酬というのがありまして、議長報酬。例えば、北葛の議会がありまして、そこで事務局では年間150万ほどの議長手当というのがあるわけです。その議長手当を年間通じて北葛の議長会等に会合に支出するわけですが、そこから出しておったわけです。

下村委員長 議会の議長報酬というのを蓄積されてたということで、理解でよろしいでしょうか。

生野証人 はい。

下村委員長 経済課の方はどうでしたか。ご存じですか。

生野証人 経済課は……。

下村委員長 覚えてられなかったら結構でございます。

生野証人 ちょっと、今はわかりません。

下村委員長 あなたの認識として、未処理金は町の所有する資産であるという認識でよいのか。そうではないという認識なのか。その理由もあわせてお伺いしたいと思います。

生野証人 認識はしておりました、町の金ということ。

下村委員長 あなたの見る所では、前任の収入役である田中収入役も、未処理金は町の所有する資産と考えていたのでしょうか。

生野証人 はい、考えておりました。

下村委員長 あなたがそう考える理由は何でしょうか。

生野証人 各課で保管しておりました未処理金は、町の財産ですので、私が引き継いだときは公の金ということの認識をしておりました。

下村委員長 わかりました。公金という、当時の新庄町のお金という認識をされてたということでございますね。

生野証人 はい。

下村委員長 どのような仕組みで、町の資産でありながら会計に記録されない未処理金が発生するのか、ご存じであれば教えていただきたいと思います。

生野証人 各課によって多少考えが違いますので、ちょっとわからないところがございます。

下村委員長 各課によって違うということで。

生野証人 はい。

下村委員長 田中収入役は、なぜ未処理金を新庄町に引き渡さず、あなたに引き渡したのでしょうか。

生野証人 それは、6課なり7課に分かれておったり、それは課で保管してた金ですので。

下村委員長 各課で保管されていたと。

生野証人 はい。

下村委員長 田中収入役の当時はね。

生野証人 はい。

下村委員長 あなたが収入役に就任した当時の町長である藤井本繁治さんや当時の助役であった吉川義彦さんは、未処理金の存在を知っていたのでしょうか。

生野証人 はい、知っております。

下村委員長 次に、収入役在任中のことについてお尋ねをさせていただきます。

あなたが収入役に就任し、未処理金を引き継いでから、金融機関、支店、口座、名義は変更しましたか。

生野証人 未処理金につきましては、担当課の方で保管しておりまして、私が就任して平成8年の8月に全ての課を寄せまして、未処理金につきましては収入役が管理するという事にいたしました。

下村委員長 収入役が管理することになったのは、いつごろからというのは覚えていらっしゃいますか。当時は、以前は……。

生野証人 平成8年の8月ごろです。

下村委員長 平成8年に間違いはないですね。

生野証人 はい。

下村委員長 平成8年の8月ですね。

生野証人 はい。

下村委員長 その金融機関を寄せた、どこからどこに変更したということを詳しく説明していただきたいんですけども。

生野証人 貯金通帳が南都銀行、郵便局、中信、大信、忍海農協、新庄農協等です。

下村委員長 これも6つの金融機関ということでよろしいですね。

生野証人 はい。

下村委員長 あなたが未処理金を管理している間に、未処理金が新たに入金されることはありましたか。

生野証人 1件だけありました。

下村委員長 できれば、その固有名と金額なんかわかれば。

生野証人 南藤井のコミセンを建てられたときと思います。2,000万円の地元負担金が入りました。

コミセンの建物を建築されるときに。それは、南花内の花井君は知ってると思います。

下村委員長 先ほど南藤井とか言われましたけど、南花内ですか。

生野証人 南藤井です。それを担当してたのが花井君です。

下村委員長 花井さんですね。フルネームといいますか。

生野証人 義明。

下村委員長 義明さん。誰かご存じですね。そしたら、2,000万円のお金が南藤井のコミュニティセンターの件で2,000万円が振り込まれたと。担当は花井……。

生野証人 花井義明です。

下村委員長 わかりました。

未処理金の入金がある場合は、どのような手順を経て入金されたのでしょうか。また、入金の年月日や発生原因などの記録はつけておられましたか。

生野証人 ちょっと、その金額わかりません。

下村委員長 記録はつけておられなかったという判断でよろしいですね。

生野証人 はい。

下村委員長 未処理金はどのようにして発生していたのでしょうか。

生野証人 地元負担金の分だろうと思いますけど。

下村委員長 あなたの在任中で合計幾らぐらいの未処理金が発生していたでしょうか。

生野証人 ちょっと金額はわかりません。

下村委員長 先ほど、南藤井のコミュニティセンターの件で2,000万円入金ありましたね。それ以外に未処理金の入金されたのはあったかどうか、覚えてられますか。

生野証人 ちょっとわかりません。

下村委員長 あなたが未処理金を受け取った相手を覚えてるだけ教えてほしいんですけども、覚えておられますか。

生野証人 ちょっとわかりません。

下村委員長 逆に、未処理金を引き出して使うということはあったでしょうか。

生野証人 いや、なかったです。

下村委員長 あなたは、未処理金の入金・出金、出金はないということなんですけども、記録や未処理金が入金されていた口座の通帳を今でも持っておられますか。

生野証人 持ってません。

下村委員長 次に、収入役退任時のことについてお尋ねをさせていただきます。

あなたが管理していた未処理金は、誰にどのようにして引き渡しましたか。その金額も教えていただきたいと思います。

生野証人 私は平成16年の9月30日に新庄町を退職したわけでございます。その1週間ほど前に南都銀行の通帳をつくって、当時、吉川町長でしたので、吉川町長の名義にして引き継ぎました。

下村委員長 ということは、平成16年の9月30日の1週間前に南都銀行の通帳にお金を一括されて、吉川義彦前町長名で通帳をつくって、そのときの吉川町長にお渡ししたということですね。

生野証人 はい。

下村委員長 あなたは引き渡すとき、未処理金の発生理由、使い道についてどのような説明をされましたか。

生野証人 平成8年の8月に各課で持っておった未処理金を、先ほど申しましたように、南都、郵便局、中信、大信、忍海農協、新庄農協等に通帳をつくりました分を一括して、平成8年の8月にまとめた分を引き継いだわけです。

下村委員長 そういう流れだけを当時の吉川義彦市長に伝えたということですね。

生野証人 はい。

下村委員長 発生理由とかは余りご存じないということですね。もとの発生理由、未処理金の発生理由、使い道とかもご存じないということですね。流れだけを吉川義彦町長に伝えたということでございますね。

生野証人 はい。

下村委員長 あなたは、未処理金を新庄町または葛城市に引き渡そうとしましたか。

生野証人 合併する9月30日でやめましたので、11年6カ月、収入役として勤めました。したがって、市になる前ですので、9月30日に退職したわけです。したがって、未処理金につきましては、新庄町のときにやめてますので、市になってからどこへ行ったか、それは私はわかりません。

下村委員長 合併するまでは新庄町と當麻町でしたけども、そのときに、当時の新庄町の収入役を11年6カ月やっておられまして、それを合併する手前でも、なぜ新庄町の予算に入れなかったのかということをお聞きしたいんですけども。

生野証人 その金額については、もちろん新庄町のときの金ですので吉川町長に引き継いだわけですよ。

下村委員長 当時、未処理金ということで我々は裏金とか言ってるんですけど、同じような質問になると思いますけれども、なぜ新庄町のお金として予算といいますか、公金の方にちゃんと入れなかったのか。そこらが我々も理解しにくいところなんですけれども、それを教えていただけたらいいと思うんですけども。通常でしたら、やはり、合併前ですから特に新庄町のお金ということで、公金として新庄町の予算に入れておくべきだと思うんですけども。

生野証人 それは、ずっと後なんですけど、2、3年前にこの公金について話し合いました。私と、現在やめられてるわけなんですけど、吉川元市長と岡本君と、それから河合君と4人、岡本君とこの家で寄りまして、この公金についてどういように処理するかということをお話し合いました。そのときは、いろいろと方法を考えておこうということで、1回目はそんなんで別れましたが、2回目に寄ったときに、私は、ふるさと創生の基金として寄附したらどうかということをお申しました。でも、ちょうど選挙前に寄ったわけですので、一応考えておこうということで別れたわけなんですけど、2回目に会ったときに、そのふるさと創生基金に寄附したらどうかということをお申し出たわけなんですけど、なかなかそこへおっつかないわけなんです。

下村委員長 2、3年前ですか。4人ですね、当時の吉川元市長と岡本さん、河合さんと生野さんと寄られて、そのときにふるさと創生基金に寄附したらどうやろうという話をした。

生野証人 寄附したらどうかと。

下村委員長 合併の平成16年の9月以前には、これをどういうふうに使ったらいいかというのは誰からも話は出ませんでしたか。

生野証人 ええ、そのときは出なかった。

下村委員長 葛城市となる合併協議会で、未処理金のことが話し合われたことはあったでしょうか。

生野証人 いや、なかったです。

下村委員長 あなたから引き継がれた後、未処理金は既にほかの人に引き継がれたのでしょうか。誰から誰に引き継がれたのかを教えてくださいたいと思います。

生野証人 私は平成16年の9月30日に退職してますので、その1週間ほど前に、当時、吉川町長に引き継いだわけですよ。その後どういう形で現在に至っているのか、ちょっと私はわかりません。

下村委員長 生野さんとしては、平成16年の9月30日の合併する1週間ほど前に当時の吉川町長にお渡しになって、それ以後はもうはつきりわからないということですね。

生野証人 はい。

下村委員長 そのとき、未処理金が保管されている先は変わったでしょうか。金融機関のことです。

生野証人 私はわかりません。

下村委員長 次に、収入役退任後のことについてお尋ねをさせていただきます。

あなたが未処理金を次の人に引き継いだ後にも、新たに未処理金が発生して入金されたり、

あるいは何らかの目的で引き出されて支出されたりしたということを知ったことはありますか。

生野証人 いや、わかりません。

下村委員長 わからないということですから、収入役を退任した後、未処理金の処理について、ほかの方々と話し合ったことはありますか。

生野証人 元職員で西室の生野君が聞きに来られました。

下村委員長 これはまだ、いつごろのことというのはわかりますか。

生野証人 去年。

下村委員長 何回ほどか。

生野証人 2回ほど。

下村委員長 そうしたら、同じ名字ですけども、生野吉秀さんですね。

生野証人 吉秀、はい。

下村委員長 ほかに話し合いは持たれてない。生野さんだけですね。その話し合いを持たれたというのは生野吉秀さん。

生野証人 そうです。

下村委員長 どこで会合といいますか、どこで話をされましたか。

生野証人 私の家で。

下村委員長 未処理金の処理について、誰がどのような案を提案され、結論的にはどうなりましたか。

生野証人 過去の事情を知ったということで、とりあえず未処理金があるということは事実でしたので、そのとおりに申し上げました。

下村委員長 未処理金があるということを知ったと。

生野証人 はい。

下村委員長 結論的にはどうしようというのは、そのときは話はなかったわけですね。

生野証人 はい。

(「委員長、休憩せなあかん。質問と答えと全然違うよ」の声あり)

下村委員長 もうちょっと続けます。

その話し合いの後、あなたは再度、未処理金の処理方法について誰かと話し合ったことはありますか。

生野証人 いや、ないです。

(「委員長、ちょっとだけ休憩して」の声あり)

下村委員長 西川委員から休憩の要望がありますので、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時50分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの生野名興さんからの答弁といいますか、説明の中で、ちょっとこちらも勘違いもあったんですけども、当時の副市長生野吉秀さんの話が出てきましたけれども、生野吉秀さんは、このときには参加もされてないし、岡本さんの自宅で寄られたのは4人ということ

で、ここには生野吉秀さんもおられませんので、生野吉秀さんはもうずっと後の方で出てきますので、もう一度、先ほど質問したことについて、生野吉秀さんはまた後になりますので、もう一度質問させていただきます。

収入役を退任した後、未処理金の処理について、ほかの方々と話を持ったことはありましたかということ。これは、先ほど言われたように、4人で岡本さんの自宅ということですね。そういうことでよろしいですね。

生野証人 はい。

下村委員長 そしたら、未処理金の処理について、ほかの方々と話し合いを持ったことはありましたかという点では、ここにおられる生野名興さん、岡本吉司さん、それと、当時の総務課長でしたか、河合さん、当時の市長の吉川義彦さんと、この4名で岡本さんの自宅で話し合われたということですね。

生野証人 はい。

下村委員長 そのとき、未処理金の処理について、誰がどのような案を提案され、結論的にはどうなりましたか。

生野証人 第1回目のときは、私も預金金額はわからなかったわけですけど、2回目のときは、未処理金が1億8,000万余りあるということがわかりました。それで、私は、未処理金については、先ほど言いましたように、ふるさと創生の基金として市の方へ寄附したらどうかということをお願いしました。しかし、議会の選挙がちょうどもうあるということで、次の機会までに考えておこうということで話し合いをしたわけですが、2回目のときに、私は、ちょうどステーションで自治功労者の会合がございまして、そのときに食事をしたときに、岡本君にふるさと創生基金の方へ寄附したらどうかということをお願いいたしました。そのときに、どこか何かいい方法を考えておこうということで別れたわけですが、2回目、岡本君とこへ寄ったときに、今申しましたように、基金として寄附したらどうかということをお願いしたわけですが、議会の選挙もあるので、それが終わってからよう考えようということで別れたわけです。

下村委員長 ということは、岡本さんの自宅へ2回、4人で話し合いに寄られてるということですね。

生野証人 はい。

下村委員長 先ほど、ゆうあいステーションで岡本さんとお会いになって話をしたというのは、1回目、4人で集まれてお話をされて、その次にゆうあいステーションで岡本さんに会われて、その後、また4人で岡本さんの自宅へ集まれて、そのときも生野名興さんとしては、ふるさと創生基金に寄附したらどうかという案を出されましたけれども、結局、皆さんの中では結論はまだ出なかったということですね。

生野証人 はい。

下村委員長 1回目に岡本さんの自宅へ集まれた時期、大体でよろしいですけども、2回目集まれた、何年何月とか覚えてられたら、できたら教えてほしいんですけども。

生野証人 2年ほど前やと思います。

下村委員長 1回目が。

生野証人 はい。

下村委員長 2回目は。

生野証人 選挙前です。

下村委員長 ということは、市議員選挙の前ですね。

生野証人 はい。

下村委員長 そしたら、平成29年の9月ごろですか。

生野証人 はい。

下村委員長 平成29年の9月ごろに2回目の会合を持たれたということですね。

生野証人 はい。

下村委員長 その間に、ゆうあいステーションで岡本さんとちょっとお話しされた。

生野証人 はい、そうです。

下村委員長 これは大体いつかわかりますか。わからなかったら結構なんですけれど。

生野証人 ちょっと日にちわからへんです。

下村委員長 4人で集まれたということで、先ほどお名前申し上げましたけども、なぜその4人なんですかということ、答えられますか。名前は言わなくてもわかりますね。吉川義彦さん、それから岡本さん、それと当時の河合課長ですね、それと生野名興さん。なぜこの4人ですかということをお聞きしたいんですけど。

生野証人 私は、河合君は職員やし、本来は入ったらあかんのかもわからんけど、職員として当時課長だったし、入っておいてもうたらいいということで、私から要請しました。河合君に入ってもらえということ私を私が申しました。

下村委員長 ということは、この未処理金についてご存じなのは、この4人という判断でよろしいですか。

生野証人 それ以外にも知ってると思いますけど。

下村委員長 そのとき知っておられたのは誰かわかりますか。未処理金について知っておられた方。

生野証人 もう死んでる者もおりますけどね。亡くなってる人も。

下村委員長 今生存されてる方で、誰か言えますか。

生野証人 そうですね。新庄の福本武彦君。

下村委員長 当時の職員か何か。

生野証人 職員、課長です。

下村委員長 当時の福本課長。

生野証人 清村君も知ってると思います。

下村委員長 当時の清村課長ですね。

生野証人 はい。三田君も。

下村委員長 三田さん。全て職員の方でしたね、これ。

生野証人 職員です。

下村委員長 全て課長でしたか。

生野証人 はい。

下村委員長 それでわかりますね。ほかにはこの3名の方が……。

生野証人 いや、税務課長も知ってましたやろうしな。当時の税務課長。

下村委員長 そのときの税務課長のお名前。

生野証人 杉浦さん。

下村委員長 そしたら、ほかにはこの4名の方がこの未処理金についてご存じであったと。当時の福本課長、清村課長、三田課長ですか、それと杉浦さんですね。

生野証人 はい。

下村委員長 その4名の方がこの未処理金についてご存じであったということですね。

あなたが収入役を退任した後、未処理金が引き出されたことは知っておられますか。

生野証人 いや、知りません。

下村委員長 ご存じないですか。

生野証人 はい。

下村委員長 ということは、未処理金を引き出す際には何の相談も、そういうことはなかったということですね。

生野証人 はい。

下村委員長 次に、問題発覚後のことについてお尋ねをさせていただきます。

あなたは、平成29年12月ごろ、未処理金のことについて、あなたと誰かが集まって相談したことはありますか。平成29年12月ごろです。

生野証人 平成29年。

下村委員長 去年の市会議員の選挙が終わって2カ月ほどのときです。まだ、だから、今は4月から、今から5カ月ほど前です。去年の暮れです。先ほどの生野吉秀さん、当時の副市長ですね。その方とこれぐらいの時期じゃなかったか、ではない。

生野証人 暮れか。話し合いをしましたわ。

下村委員長 どういう話の内容かはお聞きできますか。覚えておられますか。

生野証人 マイクをねきに持ってこられて、こうしてましたので、テープとってるねんなどということはおわかってましたけどね。

下村委員長 わかりました。もう一回ちょっと確認したいんですけども、今の生野吉秀さんとお話されたというのが、去年の平成29年の12月ということによろしいですね。

生野証人 はい。

下村委員長 何回ほど。その1回だけでしたか。

生野証人 2回ですな。

下村委員長 去年の12月に2回ほど生野吉秀さんと会われて、お話をされたということですね。

生野証人 はい。

下村委員長 大体、質問事項はこういうことなんでございますけれども、ただいまの質問事項に対しまして、補足尋問に移りたいと思います。

委員の方々、何かございませんか。

西川委員。

西川委員 ご苦労さんでございます。本当に体が悪いのに、こんな雨の中、本当にご苦労さんでございます。ありがとうございます。

委員長の方から代表的な質問をしていただきましたが、私の方からちょっとお尋ねしたいんですが、私がいろいろと手に入れてる資料の中でいいますと、このことについて生野前副市長がそちらの方にお話を聞きに行ったというのが、多分12月5日だと思います。そのときに生野元収入役さんがお答えをしておられる中で、ちょっとお確かめをしておきたいんですが、質問の40番目の、収入役退任時にあなたから引き継がれた後、未処理金は更に他の人に引き継がれたのでしょうか、誰から誰に引き継がれたか教えてくださいと、こういう質問を委員長の方からされてるんです。この生野前副市長が行かれたときとは別に、議長、それと今の委員長、それと事務局と副議長がお邪魔して、それがマイクを立ててちょっと証言を確認させてほしいということで、お宅にお邪魔したと思います。それが12月25日だと思いますけども、そのときとほぼ同じようにお答えをいただいているんですが、平成16年9月30日に生野元収入役が退任された。そのときに吉川前町長に引き継がれた。ここまでは合ってるんですが、そのときに、1つは、収入役は、先ほど言われた4つあった口座を南都銀行に一本化して、それで吉川町長名義で預金したと。そのお金を退任されるときに吉川町長に渡した。その口座管理を南都銀行から、それはいつの時点かわかりませんが、そのすぐかどうかわかりませんが、おっしゃってるのは、岡本吉司氏が口座管理して、JAの忍海支店に移されたのではないかと。これは不明やけども、そうではないかというふうな発言をされてるわけですが、そのところはお記憶ございますか。

生野証人 いいえ、私は、農協忍海支店へ移されたということは知りません。

下村委員長 西川委員。

西川委員 それと、ここではその忍海支店はわかりませんが、これはちょっとお確かめでございますので、これは正式に議長なり委員長なりがお邪魔して生野元収入役にお聞きした内容ですけども、退任時に吉川町長に引き継ぎ、その後、葛城市助役になる岡本吉司氏に口座を管理してもらったと、それでいいんですかということをお尋ねしたときに、生野さんは、それはちょっと違うと。先ほどからおっしゃってる市長選がありましたよと。9月30日に新庄町から葛城市になって、10月に市長選挙、それで吉川市長になったと。それから、そのお金を私が9月30日にやめる1週間ほど前に、南都銀行で吉川町長の名義で1億7,400万円余りの金を渡したわけです。引き継いだわけです。その後、選挙があって、吉川町長が市長になったわけです。そして、市長になってから吉田新之助さんが収入役に就任してはりまんねんと。そこへ吉川町長がそのお金を引き継いでますねんと、こうおっしゃってるんですけど、そのところは、そういうふうなご記憶なんですか。

生野証人 実は、吉田新之助さんそこへ移ってるのは、私は知りません。もちろん、岡本君そこへも移ったことも知りません。JA忍海農協へ移ったということは、4人が1回寄ったときに知りませんでした。2回目のときに岡本君そこへ寄ったときに、通帳をそのときに見ました。2回目です。そういうことです。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 きょうはどうもありがとうございます。幾つか質問させていただきます。質問の中で、ご答弁がちょっと漏れたりとか、明確でなかったので、重複することにもなるかもわかりませんけれども、お願いします。

平成8年に、それまでたくさんあった口座を一本にまとめられたとおっしゃいました。その一本にまとめたのは、生野さんがまとめられて、そして、その金融機関ですね。どの金融機関、どの支店、名義人はどなただったか教えていただきたいんですが。

生野証人 名義は一本にまとめました。平成8年の8月だったと思います。担当課で持ってたやつを全部、その名義の通帳にいたしまして、例えば南都とか郵便局、大信、中信、忍海農協、新庄農協等にいたしました。それから、生野名興名義にいたしまして預かっておったわけです。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 これは、南都銀行の新庄支店か中央支店かどこかですか。その支店名がわかったらありがたいんですが。平成8年から平成16年まで預かっておられたということになると思うんですが、口座を移しておられないというふうにおっしゃってましたので。だから、これの金融機関支店とか、わかりましたらお願いします。

生野証人 今申しましたように、南都から郵便局、中信、大信、忍海農協、新庄農協等に分かれて貯金をしておりました。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 お話を聞いてたら、平成8年8月に一本にまとめられたというふうにおっしゃってたんですけれども、これは、一本にまとめたというのは、6つか7つかたくさんあるその口座の名義人を一本にしたということでしょうか。

生野証人 そうです。

谷原委員 わかりました。そしたら、そのままのたくさんあった口座を、生野名興さんの名義にして平成16年まであったということですね。

生野証人 そうです。

下村委員長 西川委員。

西川委員 先ほど、岡本議員宅に2回目に寄ったときに、通帳を確認したときに忍海農協やったというのを初めてわかったと、こういうことでございますね。

生野証人 はい。

西川委員 そのときの名義、誰の名義やったかということは覚えてはりますか。

生野証人 たしか新村の区長やったと思いますけど。区長名義。

下村委員長 新村区長ということで、個人名はわかりませんでしたね。

生野証人 はい。

下村委員長 ほかにございませんか。もう1時間も超えました。

谷原委員。簡単をお願いします。

谷原委員 南藤井のお金、地元協力金が1回だけ、ご自身が管理されてるときに入金されたというふうにおっしゃってましたけれども、これは、どのような手配でその口座に入っていたもの

なのでしょうか。

生野証人 地元の負担金やと思いますけどね。地元の負担金。

谷原委員 その負担金を地元の方が直接、生野名興さんに預けられて、その口座に入ったのか。あるいは、どこかの課から生野名興さんの方に行って預けられたのか。

生野証人 担当課の課長。

谷原委員 担当課の課長の方から、その持っておられた口座に入ったということですね。

生野証人 はい。

下村委員長 ほかにございませんね。

(「なし」の声あり)

下村委員長 1時間を超しましたので、ほかにももう意見もないようでございますので、一応これで、以上で証人の生野様に対する尋問は全て終了いたしました。生野様におかれましては、ここでご退席をいただいて結構でございます。本当に長時間にわたり、まことにありがとうございます。ありがとうございました。

(生野証人退室)

下村委員長 ここで、委員外議員からの申し出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本当に長い間、皆さん方、ご苦労さんでございました。私もふなれな点がございまして、進行上問題もあったと思いますけれども、きょうは一応この特別委員会、百条委員会をこれで閉会させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

これをもって旧町時代における未処理金調査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時17分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長

下 村 正 樹